

愛知県立春日井高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめに関する基本的認識

- (1) 「いじめ」は、社会のあらゆる組織において発生しうる問題であるが、特に学校において、顕著な問題となって現れやすい。人格発達の途上である多くの子どもは、社会性の未熟さや規範意識の低下など様々な心理的課題を抱えている。些細なことを原因として、他者への攻撃性となって発露されることもある。従って、多くの生徒が被害者となったり加害者にもなりうる問題でもある。
- (2) 「いじめ」という行為は、個に対して個が行う事案や個に対して集団が行う事案がある。いずれにせよ、被害者と加害者の間には眼に見えない力関係が存在するケースが多々見られる。そのため、被害者はさらなる報復を恐れて、被害の実情を保護者や教師にも訴えられないことも多い。
- (3) 「いじめ」という行為は、暴力など明白な有形力の行使、じゃれ合いやふざけー「肩パン」「プロレスごっこ」を装った暴力的行為、集団的無視や排除など露骨に排他的態度を示す形態、言葉で貶めたり攻撃的態度を示す形態、嫌がらせなどの行為、ネット空間における言葉による誹謗中傷など多岐にわたる。

※ 以上のように、「いじめ」とはこういうものであると固定的、断定的に捉えることを教師は克服する必要がある。「いじめ」被害を受けた側の訴えや、日常的な生徒に対する観察や面談を通じて「異常」を早い段階で捉え、組織的に取り組み解決を図る。

2 指導方針と体制及び組織の確立と整備

(1) 指導方針について・・・開発的指導の徹底

- ① 生徒の自己指導力の育成
日常の指導において「いじめ」は決して許されない卑劣な行為であることを理解させ、道徳的な実践力を高める教育活動をあらゆる機会を通じて総合的に行う。
- ② 自他の尊重の徹底
日常の教育活動の根底をなすものは「人権意識」と「社会性と規範意識の涵養」であることを教師が認識して、生徒の教育に取り組む。
- ③ 心を育てる指導の工夫
一人ひとりが社会の一員であり、学級を始めとする集団の一員として自分はどうあるべきか、他者とどう関わるべきかという基本的な観点を育てる指導を地道に行う。
- ④ 生徒が抱える心理的課題の認識
個々の生徒の中に人格発達のゆがみや未熟さなど、教育上の課題の有無を認識し、指導の糸口を見出して、問題を未然に防止できるような指導を心がける。

※ 「いじめ」を許さない心、「いじめ」を生み出さない集団を育成する。

(2) 指導体制と組織について

- ① 「いじめ」防止のための本校の総合的な年間教育活動については別紙の通り。
- ② 「いじめ・不登校対策委員会」についても別紙に提示。
- ③ 「いじめ」問題を把握した場合、速やかな解決をはかるべく組織的な取り組みを行い、人間関係の修復ができるよう働きかける。いじめ事案に対する措置と重大事態への対応については以下の通り。

3 いじめ事案に対する指導の手順と措置

- (1) 生徒や職員からもたらされた「いじめ事案情報」
↓

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」で情報収集

- ① 被害生徒及び「加害」生徒への事実確認
↓
② 事案の検討・・・「いじめ事案」かどうか判断
↓
③ 指導・支援体制の構築
↓
④ 指導・支援チームの構成・・・必要に応じて専門家や関係諸機関との連携を図る
- 「いじめ事案の場合」
i) 被害生徒へのケア・支援
ii) 被害生徒の保護者への連絡と連携
iii) 加害生徒への指導や支援
iv) 加害生徒の保護者への連絡と連携
v) 関係生徒の人間関係の修復及び他の生徒・クラス集団・学年集団への指導

4 重大事態の発生についての対応

